

(令和 6 年 8 月 1 日)

## 介護老人保健施設快老苑金ケ崎介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第 1 条 医療法人若葉会が開設する介護老人保健施設快老苑金ケ崎（以下「当施設」という。）が実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第 4 条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 快老苑金ケ崎
- (2) 開設年月日 平成 10 年 9 月 16 日
- (3) 所在地 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根樋水 103 番地 1
- (4) 電話番号 0197・44・2475 FAX 番号 0197・44・5215
- (5) 管理者名 施設長 菅原 敏
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（0352580013 号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1人
(2)	医師	1人
(3)	看護職員	10人
(4)	介護職員	33人 (兼務2)
(5)	支援相談員	3人 (兼務1)
(6)	理学療法士・作業療法士	
	・理学療法士	2人
	・作業療法士	2人
(7)	栄養士	
	・管理栄養士	2人
(8)	介護支援専門員	2人
(9)	事務員	3人
(10)	その他	6人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行うほか、看護職員指導の下に、平成17年7月厚生労働省医政局長通知に基づく業務を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、医師の指示に基づき、看護・介護職員と共同して利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は、建物・設備の管理、人事・予算、庶務、会計・経理、職員の福利厚生、介護報酬請求事務、関係機関との連絡調整を行う。
- (10) その他職員は、衣類等の洗濯業務を行う。

(利用定員)

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

#### 各種加算の算定

- ・ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費
- ・ 夜勤職員配置加算
- ・ リハビリテーション機能強化加算
- ・ 個別リハビリテーション実施加算
- ・ 送迎体制加算
- ・ 療養食加算
- ・ 緊急短期入所ネットワーク加算
- ・ 緊急時施設療養費
- ・ サービス提供体制強化加算

#### (利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費(滞在費)・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活費、教養娯楽費、理美容代、行事費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別紙記載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別紙記載の料金により支払いを受ける。

#### (通常の送迎の実施区域)

第10条 通常の送迎の実施区域を以下のとおりとする。

金ヶ崎町、奥州市(水沢区、江刺区、胆沢区)及び北上市

#### (身体拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

#### (褥瘡対策等)

第12条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### (施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、9時から20時までとし、面会者は面会簿に記入するものとする。
- ・ 外出は、事前に医師の許可を得るものとし、外出届を提出する。
- ・ 喫煙は所定の場所で行う。
- ・ 火気の取扱いは禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、職員に申し出て行う。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて行うものとし記名を行う。

- ・ 多額の現金・貴重品は、所持しないものとする
- ・ 宗教活動は、行わないものとする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、理事長が指名したものを充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるためその任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人若葉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 20 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人若葉会の役員会において定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 10 年 9 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 15 年 6 月 1 日より改正施行する。
- 3 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より改正施行する。
- 4 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 5 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より改正施行する。
- 6 この規程は、平成 19 年 5 月 1 日より改正施行する。
- 7 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 8 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 9 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日より改正施行する。
- 10 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 11 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 12 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 13 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 14 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 15 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 16 この規程は、令和元年 10 月 1 日より改正施行する。
- 17 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 18 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より改正施行する。
- 19 この規程は、令和 6 年 8 月 1 日より改正施行する。

別紙

介護予防短期入所療養介護利用料金表

(令和 6年 8月 1日現在)

(1) 基本料金

①施設利用料(要介護認定による要支援の状態)によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です)

	個 室	多 床 室
要支援 1	579円	613円
要支援 2	726円	774円

② 夜勤職員配置加算 1日につき 24円

③ 個別リハビリテーション実施加算 1日につき 240円

④ 送迎加算 片道につき 184円

⑤ 療養食加算 1食につき 8円

⑥ 緊急時施設療養費 1日につき 518円

⑦ サービス提供体制強化加算 1日につき 18円

⑧ 認知症専門ケア加算 1日につき 3円

⑨ 口腔連携強化加算 1月につき 50円

② 生産性向上推進加算(I) 1月につき 100円

③ 生産性向上推進加算(II) 1月につき 10円

④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) 51円

⑤ 介護職員処遇改善加算 (I): サービス利用の合計金額に7.5%乗じた金額が加算されます。(R7. 3. 31まで)

## (2) その他の料金

項 目		日 額	月 額 (30 日の場合)	
食 費		第4段階 朝食 490円 1,835円 昼食 750円 夕食 595円	55,050円	
		第3段階 650円	19,500円	
		第2段階 390円	11,700円	
		第1段階 300円	9,000円	
		居住費 滞在費	個 室	第4段階 1,750円
第3段階 1,370円	41,100円			
第2段階 550円	16,500円			
第1段階 550円	16,500円			
多床室	第4段階 460円		13,800円	
	二人室 970円		29,100円	
	第3段階 430円		12,900円	
	二人室 765円		22,950円	
	第2段階 430円		12,900円	
	二人室 550円		16,500円	
第1段階 0円	0円			
二人室 120円	3,600円			
日常生活費 タオル、バスタオル、おしぼり、石鹸・リンス インシャンプー、エチケットサポート品、歯間ブ ラシほか		220円	6,600円	
(1) 歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、入れ 歯安定剤、ひげそり替え刃、ティッシュボック ス、マスク、スポンジブラシ、口腔保湿ジェ ルなどの持ち込み		220円	6,600円	
(2) 上記の物を施設物利用		+ 実費負担	+ 実費負担	
電化製品持込料	30円～50円	900円～ 1,500円		
私物洗濯代	400円/Kg			
理・美容費	1,490円～2,520円			
利用者の希望によるレクリエーション費・業材料費			実 費	
インフルエンザ等健康管理費			実 費	
その他の料金	(1) 診断書料			
	① 簡素なもの	3,300円		
	② 詳細なもの(死亡診断書等)	6,600円		
	③ 生命保険、自賠責等	8,800円		
	④ 複雑なもの	11,000円		
	(2) 証明書料			
	① 簡素なもの	2,200円		
	② 一般的なもの	3,300円		
(3) 処置料 7,700円				
(日常ケアに必要なものを除く。)				